

市町村に対する支援制度 (令和8年度)

埼玉県企画財政部地域政策課



埼玉県マスコット「コバトン」

構成

本書の対象とする支援制度は、原則として令和8年4月1日現在、各課所等で所管している市町村等に対する支援制度です。

第1編 補助金制度

国、県及び外郭団体等の補助金制度

第2編 融資制度

国、県及び外郭団体等の融資制度

第3編 人的支援制度

国、県及び外郭団体等の人的支援を含むすべての支援制度（各種研修、アドバイザー支援等）

参 考 部 課 所 別 一 覧

凡例

■用語の定義

- 1 「市町村等」 :市町村、一部事務組合
- 2 「支援制度」 :補助金制度、融資制度その他の人的支援を含むすべての支援制度
なお、県費ほか、外郭団体等による市町村等に対する支援制度で、県に相談窓口があるものを含みます。
- 3 「外郭団体等」 :国又は県が出資している団体

■各項目内容

- 1 No. :制度ごとのナンバー
- 2 制度名称 :補助金及び補助事業等の名称
- 3 制度概要 :支援目的、対象事業、支援金額等
- 4 予算額 :令和8年度当初予算額及び補助上限額
- 5 負担割合 :国、県、市町村、外郭団体等の負担割合、事業者負担(県で基金を設置している場合でも、原資が国庫の場合には、国の負担として記載)
- 6 所管省庁 :国庫補助金が交付される場合、当該補助金の所管省庁名
- 7 県担当部局 :県の担当部局
- 8 県担当課 :県の担当課
- 9 電話番号 :県担当課の電話番号
- 10 リンクページ :制度の詳細に関するホームページへのリンク